

平成 21 年 2 月 3 日 情報基盤機構委員会

平成 21 年 2 月 18 日 代議員会

学内ドメイン割当てポリシー

情報メディア基盤センター長

稲垣 康善

平成 22 年度に予定されている学内再編や学内横断的なプロジェクトの提案など、今後、豊橋技術科学大学のトップドメイン名 TUT.AC.JP の下位レベルのドメイン名の割当てに対する要求が増える事に備えて、ドメインを割当ててる場合のポリシーの明確化を行う。

[第 4 レベルのドメイン割当てポリシー]

第 4 レベルのドメイン名(文字列.TUT.AC.JP) は以下の基準をもって希望に応じて割当ててる。

- ・系，センター，課などの永続的で正式な学内組織には，ネットワーク部長の承認をもってドメインを割当ててる。
- ・学内横断的なプロジェクトなど，全学レベルの学内組織に準ずるものに対しては，センター長及びネットワーク部長の双方の承認をもってドメインを割当ててる。
- ・上記に相当しないものについては，情報基盤機構委員会の承認を必要とする。

[第 4 レベルのドメイン利用変更]

ドメイン責任者はドメイン利用目的等について変更等がある場合，ネットワーク部長あてに変更申請を行う。変更の承認者は，ドメインの割当てポリシーに準ずる。

[第 4 レベルのドメインの義務事項]

- ・第 5 レベルドメインの割当てポリシーや承認者などの運用指針について第 4 レベルドメインを割当てられた学内組織で予め決めること。
- ・第 6 レベル以下のサブドメインを割当てて良いかどうかは，第 4 レベルドメインを割当てられた学内組織で基準を作成すること。
- ・年一回の継続申請を行うこと。
- ・全てのドメインに課せられた義務事項を遵守すること。

[第 5 レベル以下のドメイン割当てポリシー(ガイドライン)]

第 5 レベルのドメイン名(文字列 2.文字列 1.TUT.AC.JP)の割当てについては，各組織にその管理を任せるが，全学としての割当てガイドラインを示す。

- ・以下の学内組織に対して，希望に応じてサブドメインを割当ててる。利用者は第 4 レベルドメインの管理責任者に申請して，第 4 レベルドメインを割り当てられた学内組織の承認で割当ててる。
 - 各系所属の研究室
 - 各センター所属の部署
 - 各課所属の係
- ・本ガイドラインによらない場合は，第 4 レベルドメインを割当てられた学内組織の判断で基準を作成する。この際第 5 レベルドメインを付与しないという基準を作成することも可能である。

[全てのドメインの義務事項]

- ・ 全てのドメインには一名の管理責任者（常勤の教職員）を置く。
- ・ 公序良俗に反したり，反社会的なドメイン名やホスト名が作成されないように留意すること。

[ドメインの廃止基準]

- ・ 割当てポリシーを充足しなくなったドメインは速やかに廃止する。
- ・ ドメインの廃止に際しては，メール等の到達性を確保するために 12 ヶ月の猶予期間を設定する。
- ・ 第 4 レベルドメインについて猶予期間の延長が必要な場合は，ネットワーク部長にその理由を併せて申請する。申請の承認者は第 4 レベルドメインの割当てポリシーに準ずる。
- ・ 第 5 レベル以下のドメインについては，第 4 レベルドメインの責任でドメインの廃止ポリシーを決定する。

[第 4 レベルのドメイン割当て手続き]

1. ドメイン名を希望する組織の責任者が運用担当者名，割当て理由等明記してネットワーク部長あてに申請する。
2. 割当てポリシーに従ってネットワーク部長または情報メディア基盤センター長が承認する。情報基盤機構委員会の承認が必要な場合は同委員会に諮る。
3. 該当する DNS サーバの管理者が承認ドメインの DNS 登録を行う。
4. 該当組織のドメイン利用開始。
5. ドメイン割当てを情報基盤機構委員会に報告する。同委員会に諮った場合は不要。

[ドメイン利用確認]

1. 情報メディア基盤センターは第 4 レベルのドメイン責任者あてに 1 年に 1 度ドメイン利用確認を行い，責任者の所在を確認する。
2. 第 4 レベルのドメイン管理者は第 5 レベル以下のドメインについて各責任者を明記した割当て一覧を提出する。

[この件に関する問い合わせ先]

情報メディア基盤センタースタッフ室 1（内線 6639， techstaff@imc.tut.ac.jp）